（防衛省大臣官房付）防衛書記官　三輪　恒佳
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房情報セキュリティセンター参事官を免ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　下野　元也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる
（防衛省沖縄防衛局次長）防衛技官　及川　博之
（防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課（兼）防衛政策局防衛政策課）１等陸佐　端　博幸
兼官を免ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　柳　孝
内閣官房放射性物質汚染対策室参事官を免ずる
（同）同　岡田　康弘
防衛省に出向させる（以上八月一日）
○防衛大臣臨時代理解職
防衛大臣　国務大臣　藤村　修
防衛大臣森本敏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月五日）

国家公務員制度改革推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　阿部
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官に併任する
（同）同　村山　誠
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上八月一日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　椿　泰文
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する
（同）同　高橋　文昭
郵政民営化委員会事務局参事官の併任を解除する（以上八月一日）

法　務　省

○定年退官
姫路区検察庁副検事大江悟は、検察庁法第二十二条の規定により八月四日限り定年退官

財　務　省

（大臣官房文書課課長補佐）財務事務官　高橋　俊一
大臣官房企画官を命ずる
（大臣官房企画官）同　大内　聡
理財局国債業務課長を命ずる
（理財局国債企画課長兼理財局国債業務課長）同　齋藤　通雄
理財局国債業務課長兼務を免ずる（以上八月三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、八月五日午後三時二十一分御出門、東北大学男声OB合唱団Chor青葉夏のコンサート二〇一二　安野光雅　霧のむこう・聴こえる音楽を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行啓、同四時五十六分還啓になった。

官庁報告

官　庁　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表）の一部を平成24年７月30日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成24年８月８日　　農林水産大臣　郡司　彰

第３の３及び４を次のように改める。

３　第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成23年７月～平成24年６月	423,000
2	すけとうだら	平成23年４月～平成24年３月	288,000
3	まあじ	平成23年１月～12月	220,000
4	まいわし	平成23年１月～12月	209,000
5	まさば及びごまさば	平成23年７月～平成24年６月	717,000
6	するめいか	平成23年１月～12月	297,000
7	ずわいがに	平成23年７月～平成24年６月	6,227

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成24年７月～平成25年６月	455,000
2	すけとうだら	平成24年４月～平成25年３月	263,000
3	まあじ	平成24年１月～12月	226,000
4	まいわし	平成24年１月～12月	245,000
5	まさば及びごまさば	平成24年７月～平成25年６月	685,000
6	するめいか	平成24年１月～12月	339,000
7	ずわいがに	平成24年７月～平成25年６月	6,381

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。